

平成30年度
留学補助金交付対象者 募集要項

<p>1. 留学補助の趣旨</p>	<p>(1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究 (2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究 (3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究 (4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究 (5) 創薬・創剤の基盤に関する研究 (6) 創薬とその臨床応用に関する研究</p> <p>上記の研究を行う研究者で国内または海外留学を1年以上される方を対象に留学を補助し、もってわが国の医療及び国民の保健の向上に資することを目的とします。</p>
<p>2. 留学補助の対象</p>	<p>下記の研究対象の領域に属する研究を国内において行っており、国内又は海外留学を平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に開始し、1年以上留学される研究者で、誕生日が昭和48年4月1日以降の方。</p> <p>なお、平成30年3月31日以前から既に留学を開始されている方及び平成27年度以降の本財団留学補助金交付対象者は、本年度の募集対象と致しません。</p> <p>また、学部・大学院等の専門分野未確定の学生ならびに企業所属の研究者についても募集対象と致しません。</p> <p>(平成31年4月1日以降に留学を開始される方については、次年度の募集対象となります。)</p> <p>1) バイオ技術を基盤とする先端医療に関する研究 …………… (留1) (多能性幹細胞、免疫／幹細胞治療、移植、再生医療、遺伝子治療、分子標的治療等の研究)</p> <p>2) バイオ技術を基盤とするゲノム機能／病態解析に関する研究 …………… (留2) (ゲノムの機能、遺伝子疾患解析、疾患のエピジェネティクス、SNP解析、分子疫学等の研究)</p> <p>3) 免疫／アレルギー／炎症の治療ならびに制御に関する研究 …………… (留3) (免疫制御、アレルギー、炎症、自己免疫疾患、免疫不全、老化、サイトカイン／ケモカイン、免疫調整薬、生物学的製剤等の研究)</p> <p>4) 循環器／血液疾患の病態解析／治療制御に関する研究……… (留4) (心疾患、脳血管疾患、血管系疾患、血液、糖尿病、高血圧、高脂血症、メタボリックシンドローム等の研究)</p>

公益財団法人持田記念医学薬学振興財団

	<p>5) 創薬・創剤の基盤に関する研究 …………… (留5) (創薬標的分子の探索／機能解析／治療制御、薬物送達、薬物代謝酵素、トランスポーター、イオンチャネル、分子イメージング等の研究)</p> <p>6) 創薬とその臨床応用に関する研究 …………… (留6) (薬物応答修飾因子の探索／機能解析、治療薬の探索／評価、医薬品の開発／評価、個別化治療、トランスショナルレジレーション等の研究)</p>
3. 留学補助金額と件数	留学補助金：総額1,000万円、1件50万円、助成件数20件と致します。
4. 応募方法	<p>1) 持田記念医学薬学振興財団のホームページ (http://www.mochida.co.jp/zaidan/) の助成WEB申請から『応募手順』に従い応募してください。</p> <p>2) 応募は各研究機関の研究室から1件とします。同一研究室から複数の応募はできません。複数の応募があった場合には先着応募を優先して受け付けます。</p> <p>3) 大学・大学院等に所属する方は教授職以上の推薦を必要とします。特任教授、特命教授等は推薦者になることは可能ですが、客員教授、名誉教授、准教授が推薦者になることはできません。一般病院等においては部長職以上、公的研究機関等ではグループ長(教授同等職)以上の推薦が必要です。 なお、1人の教授が推薦できる留学補助応募は1件に限ります。 (1人の教授が留学補助を1件、別に研究助成を1件推薦することは可能です。)</p> <p>4) 受入機関の承諾書の写しを添付してください。(A4サイズ) (受入承諾書未入手の場合には受入機関からの承諾が分かるメールを添付してください。)</p>
5. 応募開始および締切日	平成30年3月1日(木)より募集を開始しますので、WEBにてマイページを取得し、平成30年5月16日(水)23時59分迄に申請書をWEB提出してください。
6. 選考方法	選考作業は本財団選考委員会が行います。採択人数は応募数と採択予定数から按分して各領域で採択率が出来るだけ均等になるように決定致します。留学補助金交付候補者を選考し、平成30年9月7日(金)に本財団理事会に諮り決定致します。
7. 採否通知	平成30年9月10日から1週間程度の間申請者と推薦者宛てにメールで通知致します。更に採択された留学補助金交付対象者には贈呈式の案内等を文書で郵送致します。
8. 補助金の使途	交付対象者本人の渡航費・滞在費等国内及び海外留学に直接要する費用と致します。

公益財団法人持田記念医学薬学振興財団

9. 補助金の交付	贈呈式を平成30年11月8日（木）に行い、留学補助金は11月中旬から12月中旬迄に交付致します。
10. 留学補助金 交付対象者の 義務	<p>1) 交付対象者は、平成31年3月迄に留学を開始し、留学時の渡航費及び滞在費等に全額を使用し、その収支に関する書類を整理保管し、<u>2019年12月末迄に収支報告書を作成して本財団理事長に提出してください。</u></p> <p>なお、収支報告書は本財団ホームページに掲載してあるフォーマットをご使用ください。</p> <p style="text-align: center;">(http://www.mochida.co.jp/zaidan/document.html)</p> <p>2) 交付対象者は、<u>2019年12月末迄に研修報告書を作成して本財団理事長に提出してください。</u></p> <p>3) 交付対象者が研究成果論文を発表する場合は、本財団の助成による旨を明記し、その論文の写しを添付して本財団理事長に報告してください。</p> <p>4) 交付対象者は、留学補助金交付対象である留学もしくは研修の内容に関して重要な変更をしようとするとき、又は中止しようとするときは、その旨を本財団理事長に事前に報告し、承認を得る必要があります。</p>
11. その他	<p>1) 申請書記載の個人情報本財団の助成事業を遂行する範囲のみで利用致します。本財団の個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）並びに利用目的はホームページに掲載してあります。</p> <p>2) 交付対象者については、申請書記載の研究内容等を「持田記念財団年報」に掲載し、大学・研究機関の図書室、当財団の役員、当該年度の交付対象者等に配布致します。</p> <p>3) 交付対象者については、氏名、所属機関、研究課題名等をホームページや事業報告書等で公開します。</p> <p>4) 提出された申請書は採択・不採択にかかわらず返却致しません。</p> <p>5) 交付対象者は、<u>平成30年11月8日（木）開催の贈呈式</u>に出席してください。なお、贈呈式の時点で交付対象者が既に留学されている場合には欠席していただいて問題ありません。</p> <p>6) 研究成果に関する知的財産権は申請者に帰属します。本財団はその権利を主張致しません。</p> <p>7) 交付対象者が以下に該当した場合は、留学補助金の交付決定の取り消し、又は返還を求めることがあります。</p> <p>① 交付対象者から留学補助金交付対象である留学を中止したい旨の申し出があったとき</p> <p>② 本財団の規程に違反したとき</p> <p>③ その他留学補助金交付対象者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき</p>

公益財団法人持田記念医学薬学振興財団

12. 問い合わせ先	公益財団法人 持田記念医学薬学振興財団 事務局 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町3番1号 四谷ワイズビル T e l . (0 3) 3 3 5 7 - 1 2 8 2 F a x . (0 3) 3 3 5 7 - 1 2 6 4 E - m a i l : zaidan@mochida.co.jp U R L : http://www.mochida.co.jp/zaidan/ よくあるご質問 (FAQ) http://www.mochida.co.jp/zaidan/faq.html
-------------------	--